

自転車にも



令和8年4月1日から
16歳以上が対象

交通反則通告制度(青切符)

交通反則通告制度って何？ が導入されます！

「交通反則通告制度」とは、一定の交通違反(例：ながらスマホ、並進、一時不停止など)について、警察官が違反者に反則金の支払いを求める制度です。
「青切符」とは、違反があった場合に警察から手渡される通知書のことです。

自転車の主な違反と反則金



携帯電話使用
(ながらスマホ)

反則金...12,000円



信号無視

反則金...6,000円



通行区分違反
(歩道通行・右側通行)

反則金...6,000円

公安委員会
遵守事項違反
(イヤホン・傘差しなど)

反則金...5,000円



指定場所
一時不停止

反則金...5,000円

並進禁止違反

反則金...3,000円



お問合せ

御前崎市役所

危機管理課

TEL:0537-85-1119